



# 広島県報

定期  
第85号

発行者 広島県  
発行所 広島県総務部  
総務管理局文書法制室  
購読料 月額 2,700円

## 目次

新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更	(市町行財政室)	一
救急病院等の認定	(医療対策室)	一
生活保護法の規定による医療機関の指定	(社会援護室)	一
生活保護法の規定による指定医療機関の事業の廃止	( )	一
指定自立支援医療機関の指定	(障害者支援室)	二
道路の区域変更	(道路河川管理室)	三
道路の供用開始	( )	三
公告	( )	三
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	(文化・県民協働室)	三
争議行為の予告	(労働福祉室)	四
公安委員会告示	( )	四
遊技機の型式の検定の告示	( )	四
監査委員公表	( )	四
十月例月出納検査の結果	( )	五

## 告示

広島県告示第九百三十九号  
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定によって、公有水面の埋立てによって次の表の上欄に掲げる土地が三原市の区域内に生じた旨及び同法第二百六十条第一項の規定によって当該土地を同表下欄に掲げる字の区域に編入する旨、三原市長から届出があった。

平成十八年十一月九日

広島県知事 藤田雄山

上	位置	面積	下
三原市鷺浦町向田野浦二五四三の三に接する市道に接する堤から二三〇五に接する市道を経て二三〇五の五に至る間の土地の地先	二、八四五・八一平方メートル	三原市鷺浦町向田野浦	

広島県告示第九百四十号  
 次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急病院として認定した。

平成十八年十一月九日

広島県知事 藤田雄山

名称	所在地	効力を有する期限	備考
医療法人財団愛人会 河村病院	広島市中区大手町一丁目四番一―号	平成二二年一月八日	更新
寺岡整形外科病院	福山市南本庄三丁目一番五―号	平成二二年一月八日	更新

広島県告示第九百四十一号  
 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定によって、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成十八年十一月九日

広島県知事 藤田雄山

名称	所在地	指定年月日
焼山中央内科クリニック	呉市焼山中央二丁目五七	平成一八年一〇月一日
医療法人社団 公仁会 齋島診療所	呉市豊浜町齋島一六〇五一	平成一八年八月九日
松田医院	呉市中通二四一一	平成一八年一〇月一日
いしねファミリークリニック	三原市本郷町本郷四六八〇一	平成一八年一〇月一日
友安医院	東広島市高屋町高屋堀八四三二	平成一八年一〇月一日
おの内科クリニック	東広島市安芸津町風早一八一四	平成一八年一〇月一日
宮島クリニック	廿日市市宮島町一八五一	平成一八年一〇月一日
澤医院	江田島市大柿町小古江六六八二	平成一八年九月一日
宗盛医院	安芸郡熊野町萩原六二四八	平成一八年九月二日
荒田歯科クリニック	大竹市西栄一八一九	平成一八年一〇月一日
さの歯科医院	府中市中須町一五五	平成一八年八月二日
橋田歯科医院	廿日市市新宮一 二二六	平成一八年八月二日
桜尾歯科医院	廿日市市桜尾三丁目一五	平成一八年一〇月一日
診療所 クボ歯科クリニック	安芸郡坂町坂西二丁目三三八	平成一八年一〇月一日
くまの歯科クリニック	安芸郡熊野町平谷八五一	平成一八年九月二日
薬局・レイ	三原市城町三丁目五六	平成一八年九月二日
あやめ薬局 沖見店	府中市上下町上下二〇九七一	平成一八年一〇月一日
みらさか薬局	三次市三良坂町三良坂字高木二六三四五	平成一八年一〇月一日
風早薬局	東広島市安芸津町風早一八二二	平成一八年一〇月一日
訪問看護ステーションビジュテ	呉市中央六丁目一〇一九	平成一八年九月一日
三原赤十字訪問看護ステーション	三原市東町二丁目七一	平成一八年九月一日

広島県告示第九百四十二号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。  
 平成十八年十一月九日

名称	所在地	廃止年月日
松田病院	呉市中通二四一一	平成一八年九月三〇日
温養院付属診療所	呉市焼山中央六丁目六一三	平成一八年六月三〇日
焼山中央内科クリニック	呉市焼山中央二丁目五七クリニックモーターリフレックス	平成一八年九月三〇日
友安医院	東広島市西条御条町一 二五	平成一八年九月三〇日
宗盛医院	安芸郡熊野町六二四八 一	平成一八年九月一六日
澤病院	江田島市大柿町小古江六六八二	平成一八年八月二日
恵愛クリニック	山県郡北広島町阿坂三二九九 二二五	平成一八年九月五日
佐野歯科医院	府中市中須町一五 四	平成一八年八月二日
橋田歯科医院	廿日市市新宮一 一〇 四三	平成一八年七月二日
クボ歯科クリニック	安芸郡坂町坂西二丁目三三八	平成一八年九月三〇日
薬局・レイ	三原市城町三丁目八 一三	平成一八年九月一八日
ハーブ薬局	豊田郡大崎上島町中野一八六八 四	平成一八年八月一六日
アカシア薬局 東城店	庄原市東城町川東一四七 三	平成一八年七月二日

広島県告示第九百四十三号  
 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定によって、指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。  
 平成十八年十一月九日

名称	所在地	自立支援医療の種類	標榜している診療科名	指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名	指定年月日
広島県立身体障害者リハビリテーションセンター 医療センター	東広島市西条町田口二九五三	育成・更生医療	整形外科	黒瀬 靖 郎	平成一八年一月一日
クラーク矯正歯科	三原市港町一丁目三三番木商ビル一F	育成・更生医療	歯科矯正	高田 賢 二	平成一八年一月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

二 薬局又は指定訪問看護事業者等

矯正歯科森本	三次市島敷町八 八〇三 一F	育成・更生医療	歯科矯正	森本徳明	平成一八年 十一月二日
--------	----------------------	---------	------	------	----------------

名 称	所 在 地	の 種 類	自立支援医療 種 類	指定年月日
矯正歯科森本	三次市島敷町八〇三一F	育成・更生医療	歯科矯正	平成一八年十一月二日
サン薬局	大竹市油見二丁目九一〇	育成・更生医療	育成・更生医療	平成一八年十一月一日
オーツカ薬局	呉市本通三丁目二一六	育成・更生医療	育成・更生医療	平成一八年十一月一日
いなほ薬局	尾道市古浜町二四七七一〇	育成・更生医療	育成・更生医療	平成一八年十一月一日
あやめ薬局沖見店	府中市上下町上下二〇九七一	育成・更生医療	育成・更生医療	平成一八年十一月一日
みらさか薬局	三次市三良坂町三良坂字高木二六三四五	育成・更生医療	育成・更生医療	平成一八年十一月一日
キヨシ堂薬局	廿日市市宮内八五九四	育成・更生医療	育成・更生医療	平成一八年十一月一日
日本調剤上下薬局	府中市上下町上下九七〇三	育成・更生医療	育成・更生医療	平成一八年十一月一日
せとうち薬局	尾道市因島土生町一八四七二	育成・更生医療	育成・更生医療	平成一八年十一月一日
大竹ヘルシー薬局	大竹市西栄二丁目二一八	育成・更生医療	育成・更生医療	平成一八年十一月一日
森川薬局支店	廿日市市宮島口二丁目二二	育成・更生医療	育成・更生医療	平成一八年十一月一日
かがみやま薬局	東広島市西条町御園宇二四二〇二	育成・更生医療	育成・更生医療	平成一八年十一月一日
エンゼル薬局志和店	東広島市志和町志和東二一九五一	育成・更生医療	育成・更生医療	平成一八年十一月一日
いずみ薬局	安芸高田市向原町戸島一九二二二	育成・更生医療	育成・更生医療	平成一八年十一月一日

広島県告示第九百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県福山地域事務所建設

局において、平成十八年十一月二十四日までの間、縦覧に供する。  
平成十八年十一月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 道路の種類  
一般国道
- 二 路線名  
四八六号
- 三 道路の区域

区 間	新旧の幅員 (メートル)		延 長 備 考
	新	旧	
府中市目崎町字川淵一五九番一地从先から 府中市目崎町字新開一番七地先まで	二一・三〇 二〇・七〇	七・二〇 〇・六〇	六二〇・〇〇 六二〇・〇〇

広島県告示第九百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県福山地域事務所建設局において、平成十八年十一月二十四日までの間、縦覧に供する。

平成十八年十一月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道四八六号	府中市目崎町字川淵一五九番一地从先から 府中市目崎町字新開一番七地先まで	平成一八年十一月九日

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成十八年十一月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ももちの木	代表者 竹中 寛	主たる事務所の所在地 広島県広島市中区土橋町五番三五号	定款に記載された目的 この法人は、高齢者及び痴呆高齢者、その他手助けを必要とする人々に対して、住民参加とボランティア精神のもとに、地域に根ざした介護サービスを提供し、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。	定款変更の内容 更・目的の変更 利活動の種 類の変更 更・特定非営利活動に係る事業の更	申請のあった年月日 平成一八年一〇月二六日
--------------------------------	-------------	--------------------------------	--	---	--------------------------

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定によつて、平成十八年十月三十日付けで広島県医療労働組合連合会執行委員長亀井恵美子から争議行為を行う旨の通知があつたので、次のとおり公告する。

平成十八年十一月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 争議行為の目的  
賃金その他の労働条件の改善
- 二 争議行為の日時  
平成十八年十一月十日午前零時から本件の要求解決に至るまでの期間
- 三 争議を行う場所

広島中央保健生活協同組合総合病院福島生協病院、同草津診療所、同コープ五日市診療所、同福島生協内科クリニック、同生協歯科ひろしま、同居宅介護支援事業所、同地域包括支援センター、同訪問看護ステーション基町、同訪問看護ステーションコスモス、同訪問看護ステーション草津かもめ、同訪問看護ステーションコープ五日市、同広島中央保健生協ヘルパーステーション、同広島さえき病院及び広島中央保健生活協同組合、広島医療生活協同組合広島共立病院、同居宅介護支援センター共立、同もみじ訪問看護ステーション、同ヘルパーステーション虹、同協同診療所、同津田診療所、同たんぼ訪問看護ステーション、同沼田診療所、同すずらん訪問看護ステーション、同あすなる生協診療所、同コープ共立歯科、同えのかわ訪問看護ステーション、同デイサービスセンター津田及び広島医療生活協同組合において、広島県医療労働組合連合会に加盟する広島中央保健生活協同組合及び広島医療生活協同組合の組合員が従事する全職場

四 争議行為の概要  
あらゆる形の争議行為を行う。

### 公安委員会告示

#### 広島県公安委員会告示第04号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成18年11月9日

広島県公安委員会  
委員長 高 須 司 登

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
6P1035	告示の日(平成18年11月9日)から3年間	ぱちんこ遊技機	CR/パチケイBA R	株式会社サンセイアール アソシエイテッド 代表取締役 梅村 義孝 (愛知県名古屋市中区丸の内二丁目11番13号)	左 同
6P1028	同上	同上	CRA関 けいチー リッパ	株式会社大一商会 代表取締役 市原 高明 (愛知県名古屋市中村区 職付町一丁目22番地)	左 同
6P0970	同上	同上	CRGメ ソフ75k S	同上	左 同
6P1000	同上	同上	CRGメ ソフ75k H2	同上	左 同

監査委員公表

平成十八年十月二十五日に実施した例月出納検査の結果を次のとおり公表する。  
平成十八年十一月九日

同 同 同 広島県監査委員  
近 高 田 坪  
光 橋 辺 川  
義 直 禮  
章 則 史 巳

## 10月例月出納検査の結果

平成18年10月25日執行

## 1 歳計現金、歳入歳出外現金及び基金に属する現金

平成18年9月30日現在における平成18年度一般会計・各特別会計、歳入歳出外現金及び基金の状況は次のとおりで、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めた。

## (1) 一般会計及び特別会計

(単位：円)

区 分	予 算 額	本 月 分		累 計		収 入 済 額 と 支 出 済 額 と の 差 ( 累 計 )
		収 入 済 額	支 出 済 額	収 入 済 額	支 出 済 額	
一 般 会 計	1,005,292,155,650	76,022,567,616	127,565,620,614	414,051,423,370	387,215,829,778	26,835,593,592
特 別 会 計	258,736,784,000	59,090,175,531	52,421,081,862	107,914,975,421	62,846,139,174	45,068,836,247
合 計	1,264,028,939,650	135,112,743,147	179,986,702,476	521,966,398,791	450,061,968,952	71,904,429,839

## (2) 歳入歳出外現金

(単位：円)

前 月 末 保 管 額	本 月 受 額	本 月 払 額	本 月 末 保 管 額
3,651,819,886	1,356,481,223	1,274,660,139	3,733,640,970

## (3) 基金

(単位：円)

前 月 末 現 在 額	本 月 受 額	本 月 払 額	本 月 末 現 在 額
158,015,237,968	0	0	158,015,237,968

## 2 公営企業会計

平成18年9月30日現在における平成18年度の病院事業会計、工業用水道事業会計、土地造成事業会計及び水道用水供給事業会計の資金収支の状況は次のとおりで、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めた。

(単位：円)

区 分	前 月 か ら の 繰 越 額 (A)	本 月 分		累 計		翌 月 へ の 繰 越 額 (A + B - C)
		収 入 額 (B)	支 出 額 (C)	収 入 額	支 出 額	
病 院 事業会計	610,922,396	2,788,710,048	2,960,828,918	14,785,741,510	14,488,250,084	438,803,526
工 業 用 水 道 事業会計	3,369,742,064	337,911,998	492,004,653	1,413,978,234	1,613,941,586	3,215,649,409
土 地 造 成 事業会計	13,813,928,919	726,059,664	1,933,315,568	13,877,752,839	5,725,082,121	12,606,673,015
水 道 用 水 供 給 事業会計	9,196,325,891	1,040,845,716	4,292,311,010	9,780,946,163	11,137,907,408	5,944,860,597
公 営 企 業 部 計	26,379,996,874	2,104,817,378	6,717,631,231	25,072,677,236	18,476,931,115	21,767,183,021
合 計	26,990,919,270	4,893,527,426	9,678,460,149	39,858,418,746	32,965,181,199	22,205,986,547